

泊発電所3号炉

基準津波に関するコメント回答

(令和3年12月24日審査会合における指摘事項)

令和4年1月19日
北海道電力株式会社

令和3年12月24日審査会合における指摘事項

No	指摘事項
1	<p>防波堤の損傷を考慮した地形モデル①では、断層パターン1～8のうち西側に位置する断層パターン1が、3号炉取水口（上昇側）最大ケースとして選定されている。</p> <p>この断層パターン1において、3号炉取水口（上昇側）の水位変動量が大きくなる理由について、津波の伝播状況を示した上で説明すること。</p>
2	<p>防波堤の損傷を考慮した地形モデル①では、断層パターン1～8のうち西側に位置する断層パターン1が、3号炉取水口（上昇側）最大ケースとして選定されている。</p> <p>また、「日本海東縁部の特性整理」で想定した日本海東縁部の範囲（地震本部（2003）の評価対象領域）は、一部区間において断層パターン1に対して西側に位置する。</p> <p>これらを踏まえると、断層パターン1を日本海東縁部の範囲の西端まで移動させた場合に、更に3号炉取水口（上昇側）の水位変動量が大きくなる可能性が考えられるため、断層パターン1を当該範囲まで移動させる必要性について検討すること。</p>
3	<p>今後実施予定である貯留堰を下回る時間に着目したパラメータスタディについて、「①貯留堰を下回る継続時間」を対象にパラメータスタディを実施するだけでなく、「②保守性を考慮した時間」を対象にパラメータスタディを実施すること。</p>
4	<p>パラメータスタディのSTEP毎の最大ケースについて、補足説明資料ではなく、本資料に掲載すること。</p>